

NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の個人情報諮問第8号に対する意見

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「本人（視聴者）が平成2年12月から平成16年7月までに支払った放送受信料の明細と総額が分かる資料」について開示の求めがあった。

NHKは、平成14年4月以降の収納履歴データは開示したが、平成14年3月以前の収納履歴データは、システム上保存されていないため、開示することができないとした。

これに対し視聴者より、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの保有個人データは存在せず、開示することができない。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの保有個人データは存在しないと認められ、一部開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成25年2月14日（第165回審議委員会）個人情報第8号諮問、審議、答申